

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		日常生活用具の給付の決定
根拠法令等及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号 栃木市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	栃木市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱第4条、第5条及び第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象者 給付の対象者は、障がい者等で当該用具を必要とするものとする。ただし、他市町村が行う日常生活用具給付等事業により給付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により用具の給付又は貸与を受けることができる者を除く。</p> <p>2 日常生活用具 障がい者等に給付する用具は、別表に規定するもので、次の各号に掲げる用具の種目に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具又は障がい児が訓練に用いる椅子等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの</p> <p>(2) 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの</p> <p>(3) 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅医療等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの</p> <p>(4) 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの</p> <p>(5) 排泄管理支援用具 ストマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの</p> <p>(6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする道具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p>	

3 用具の給付申請等

給付の対象者又は給付の対象者を現に扶養している者で、用具の給付を受けようとするものは、日常生活用具給付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、給付を受けようとする用具の使用に関し、医師が記載した日常生活用具給付意見書（別記様式第2号）又は日常生活用具給付意見書（紙おむつ等用）（別記様式第3号）を提出しなければならない。